別表第二第〇七一三・五〇号の次に次の一号を加える。

〇七一三・六〇	き豆（カヤヌス・カヤン） 二　その他のもの (一)　播種用のもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨が政令で定めるところにより証明されたもの	三％

別表第二第〇八〇一・一一号の次に次の一号を加える。

〇八〇一・一二	内果皮付きのもの	無税

別表第二第〇八・〇二項中

「

〇八〇二・六一	殻付きのもの	二・五％
〇八〇二・六二	殻を除いたもの	二・五％
〇八〇二・九〇	その他のもの	無税

」

を

「

〇八〇二・六〇	マカダミアナット	二・五％
〇八〇二・九〇	その他のもの	無税

」

に改める。

別表第二第〇八・〇二項を次のように改める。

〇八〇二・一〇	一　ペカン	無税
〇八〇二・九〇	二　その他のもの	無税

別表第二第〇八・〇三項を次のように改める。

〇八〇三・一〇	プランテイン 一　生鮮のもの (一)　毎年四月一日から同年九月三〇日までに輸入されるもの (二)　毎年一〇月一日から翌年三月三一日までに輸入されるもの 二　乾燥したもの	一〇％ 二〇％
〇八〇三・九〇	バナナ（プランテインを含むものとし、生鮮のもの及び乾燥したものに限る。） 一　生鮮のもの (一)　毎年四月一日から同年九月三〇日までに輸入されるもの (二)　毎年一〇月一日から翌年三月三一日までに輸入されるもの 二　乾燥したもの	無税 一〇％ 二〇％ 無税

別表第二第〇八・一〇項を次のように改める。

〇八・一〇	その他の果実（生鮮のものに限る。） ラズベリー、ブラックベリー、桑の実及びローガンベリー	三％
〇八一〇・二〇	ブラックカーラント、ホワイトカーラント、レッドカーラント及びグーズベリー	三％
〇八一〇・三〇	クランベリー、ビルベリーその他のヴァキニウム属の果実	三％
〇八一〇・四〇	ドリアン	二・五％
〇八一〇・六〇	その他のもののうち ランブータン、パッションフルーツ、レイシ及びごれんし	二・五％
〇八一〇・九〇	カルダモン類	無税

別表第二第〇八一一・九〇号中「サワーチェリー」の下に「（プルヌス・ケラスス）」を加え、「なし」を「梨」に改める。

別表第二第〇八一三・五〇号中「くり」の下に「（カスタネア属のもの）」を、「ピスタチオナット」の下に「、コーラナット（コラ属のもの）」を加え、「（びんろう子を除く。）」を削る。

別表第二第〇九・〇四項中

「

〇九〇四・二〇	とうがらし属又はピメンタ属の果実（乾燥したもの（破砕及び粉砕のいずれもしてないものに限る。） 一　小売用の容器入りにしたもの	無税
	破砕し又は粉砕したもの 一　小売用の容器入りにしたもの	無税

」

を

「

〇九〇四・二〇	とうがらし属又はピメンタ属の果実（乾燥し、破砕し又は粉砕したものに限る。） 一　小売用の容器入りにしたもの	無税

」

に改める。

別表第二第〇九・〇七項から第〇九・一〇項までを次のように改める。

〇九・〇七	丁子（果実、花及び花梗に限る。）	
〇九〇七・一〇	破砕及び粉砕のいずれもしてないもの	無税
〇九〇七・二〇	一　小売用の容器入りにしたもの 破砕し又は粉砕したもの	無税
〇九〇八・一二	一　小売用の容器入りにしたもの 破砕し又は粉砕したもの	無税
〇九・〇八	肉ずく、肉ずく花及びカルダモン類	
〇九〇八・一一	肉ずく 破砕及び粉砕のいずれもしてないもの	無税
〇九〇八・二一	一　小売用の容器入りにしたもの 肉ずく花 破砕及び粉砕のいずれもしてないもの	無税
〇九〇八・二二	一　小売用の容器入りにしたもの 破砕し又は粉砕したもの 一　小売用の容器入りにしたもの	無税